

# 第4章 計画の実現に向けて

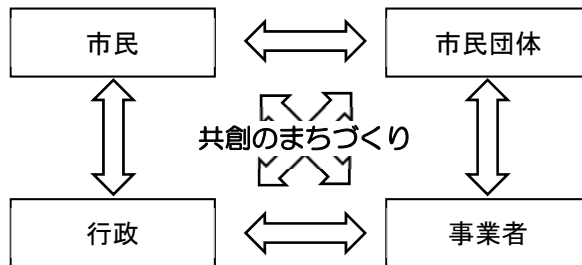
## I. 共創のまちづくり

### 1. 市民・市民団体・事業者・行政の役割

本計画で示した将来都市像やまちづくりの目標を実現するためには、行政の努力だけでなく市民・市民団体・事業者の協力が欠かせません。また、今後想定される人口減少や高齢化の進展に伴い、市民・市民団体・事業者のまちづくりに関する位置づけが相対的に高まると考えられます。

したがって、市民・市民団体・事業者に協力を求める協働のまちづくりだけでなく、市民・市民団体・事業者が主体となって積極的にまちづくりの発案・実現に取り組む共創のまちづくりを目指すものとします。

【共創のまちづくりのイメージと役割分担】



主 体	求められる役割
市民 (居住者、土地建物所有者、自治組織)	<ul style="list-style-type: none"> <li>良好なコミュニティの維持・形成</li> <li>行政が行うまちづくり施策への協力</li> <li>市民主体のまちづくり施策の発案・実践</li> </ul>
市民団体 (NPO等の非営利まちづくり団体)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民との協力によるまちづくりの推進</li> <li>専門的な知識・ノウハウや独自のネットワークを活かしたまちづくりの実践</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来都市像やまちづくりの方針をふまえたビジネスの展開</li> <li>市民・市民団体と協力した社会貢献活動としてのまちづくりの推進</li> <li>まちなかにぎわいパートナー制度を活用したにぎわい創出の展開</li> </ul>
行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的なまちづくり施策の実施</li> <li>庁内連携に基づく適正な進行管理</li> <li>国、県、近隣自治体との連携と協力体制の確立</li> <li>まちづくり出前講座など既存制度を活用した、事業者・市民・団体への情報提供</li> <li>まちづくりアドバイザー制度の検討など、事業者・市民・団体に対するまちづくり活動への支援</li> <li>まちなかにぎわいパートナー制度などを活用した事業者・市民・団体が主体のまちづくりに対する支援</li> <li>既存制度・補助事業などの情報発信</li> </ul>

## 2. 共創のまちづくりに対する支援

市民・市民団体・事業者が主体となって行う共創のまちづくりは、地域別懇談会における提案をふまえると、当面、地域の美化運動・清掃活動、自然環境の保全、イベントの開催、自主防災活動の支援などが想定され、場所の提供、物品の貸与・提供、法的チェックなどによる行政のサポートが有効になります。

したがって、まず下記に掲げるような既存の制度の周知とともにこれらを積極的に活用し、必要に応じて制度の拡充や新設を検討しつつ、共創のまちづくりに対する支援を行います。

### 【まちづくり学習】

- ・「西尾市生涯学習出前講座」

地域の人材活用（市民講師）による、様々な出張専門講座

### 【美化運動・清掃活動】

- ・アダプトプログラム制度「まちの美化活動し隊」

地域住民による道路・公園の清掃支援

### 【自然環境の保全】

- ・「にしお大学かんきょう学部講座」

環境について考え、環境にやさしい生活のきっかけとなる環境学習講座

### 【イベント開催等】

- ・「まちなかにぎわいパートナー事業」

西尾駅周辺の公共空間を活用した中心市街地のにぎわい創出支援

### 【自主防災組織への支援】

- ・「救出救助器具の貸与」「防災訓練をした際の補助金」「訓練用備品の貸出」

自主防災会に資機材貸与や補助金交付の支援

### 【買い物支援】

- ・「高齢者にやさしい店舗」

高齢者の支援に役立つサービス（配達・出張・送迎サービス、集いの場）を提供する店舗・事業所の登録制度

- ・愛知県「商店街・街づくりゼミナール推進事業」

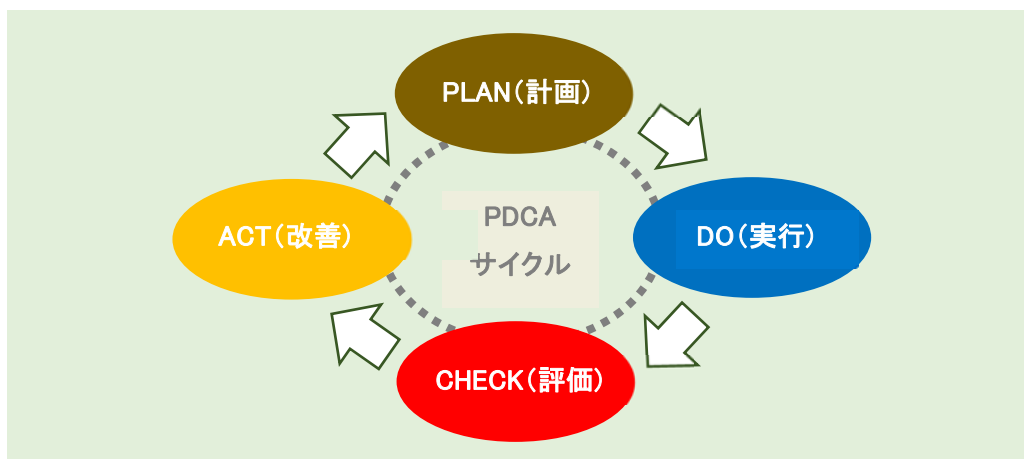
商店街活性化のためのアドバイザー派遣等の支援

## Ⅱ. 都市計画マスタープランの進行管理

### 1. PDCAサイクルによる進行管理

本計画においては、PLAN（計画：施策の設定・見直し）、DO（実行：施策の実施）、CHECK（評価：施策の実施状況等の評価）、ACT（改善：施策や目標の見直し）を繰り返すPDCAサイクルによる進行管理を行います。

【PDCAサイクルのイメージ】

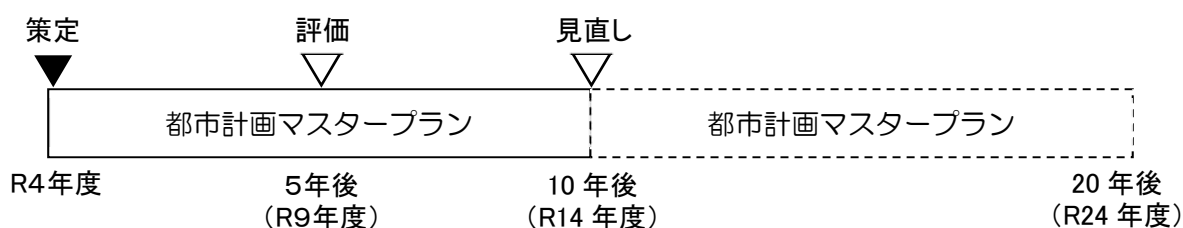


### 2. 計画の評価・見直し

#### (1) 計画の評価・見直し

本計画の取組を効果的に進めるためには、施策・事業の実施状況や社会経済情勢、市民ニーズの変化などに応じて、適正な見直しを図ることが必要となります。

したがって、目標年度（令和14年度）の中間年となる計画策定後5年を目途として、施策・事業の実施状況进行评估し必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



#### (2) 評価指標について

計画の見直しに際しては、人口、都市計画道路の整備率、公園の整備量等の各種データとともに、市民意識調査の満足度などを用いて評価を行います。

また、コロナ禍のように全く予想できない事象により市民生活が大きな影響を受けてしまう事もあるため、このようなインパクトについても十分に注視しておく必要があります。

【各種データによる評価指標】

分野	指標	基準	5年後 R9年度(2027)	10年後 R14年度(2032)
人口	総人口	169,046 人 R2年(2020)	171,860 人	173,150 人
土地利用	区画整理により増加する住民の数	25,900 人 R4年度(2022)	27,400 人	27,900 人
	中心市街地への来訪者数	3,016 人/日 R3年度(2021)	4,000 人/日	5,100 人/日
道路・交通	都市計画道路の整備率	72.3% R3年度(2021)	74.5%	75.7%
	名鉄西尾線・蒲郡線の利用者数	3,067,000 人/年 R3年度(2021)	3,477,000 人/年	3,836,000 人/年
	バス <sup>※1</sup> の利用者数	744,270 人/年 R3年度(2021)	800,000 人/年	860,000 人/年
水と緑	都市公園箇所数	64 箇所 R3年度(2021)	68 箇所	73 箇所
	共創による公園の管理箇所数	18 箇所 R3年度(2021)	23 箇所	28 箇所
	川と海のクリーン大作戦の参加者数	2,179 人/年 R元年度(2019)	2,700 人/年	3,200 人/年
都市防災	漁港海岸地震対策事業整備延長	520m R4年度(2022)	1,100m	1,700m
	各自主防災会の訓練実施率	59.9% R元年度(2019)	80%	95%
都市環境	太陽光発電の設置件数	6,983 件 R2年度(2020)	11,200 件	15,800 件
	統廃合などにより保有する公共施設の延床面積	540,400 ㎡ R3年度(2021)	532,776 ㎡	521,387 ㎡
	汚水処理人口普及率	92.2% R4年度(2022)	95.0%	100.0%

※1 名鉄東部交通バス、名鉄バス（ふれんどバス）、六万石くるりんバス、いっちゃんバス

・評価指標は「にしお未来創造ビジョン」の数値指標

# 用語解説

## ア行

### IoT(アイ・オー・ティー)

「Internet of Things」の略。従来インターネットに接続されていなかった様々なモノが、ネットワークを通じてサーバーやクラウドサービスに接続され、相互に情報交換をする仕組みのこと。

### 空き家バンク

所有している空き家を貸したい人や、売りたい人が登録し、空き家バンクを介して自治体が情報を提供するサービスのこと。

### インフラ

インフラはインフラストラクチャーの略。公共的な機能を担う施設で、道路や治水施設、港湾、鉄道、公園、上下水道、通信施設、エネルギー供給施設などの「社会資本」を指す。

### SDGs(エス・ディー・ジーズ)

「Sustainable Development Goals(サステナブル・デベロップメント・ゴールズ)」の略。持続可能な世界を実現するための国際的な開発目標のこと。

### オープンスペース

公園・緑地、広場、街路、河川敷、民有地の空地など、建築物に覆われていない空間。

## カ行

### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

### 関係人口

定住でも交流でもない、地域と多様に関わる人々のこと。

### 既成市街地

既に道路等の都市施設が整備され、建物が面的に連続して一定密度以上に存在する等、市街地が形成されている地域のこと。

### 狭あい道路

幅員4メートルに満たない道路のこと。

### 緊急輸送道路

災害時の救助活動や緊急物資を運ぶために予め指定する道路のこと。被災時の復旧活動も優先して行う。

### 交通結節点

交通機能が集中する場所のこと。鉄道の乗換駅、鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場、道路のインターチェンジなど。

### 交流人口

仕事、観光、余暇などで訪れる人々のこと。

### コンパクトシティ

住まいと生活機能(交通、商業施設など)が近接している効率的な都市・あるいはこうした都市を目指す政策のこと。

### コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るために、市町村等が主体的に計画し運行する交通のこと。本市では、六万石くるりんバス、いっちゃんバスが運行している。

## サ行

### サイン整備

看板や標識等の色調や意匠を、規制や誘導により整えること。

### 産業フレーム

市街地の産業用地面積の目標値のこと。

### 市街化区域

都市計画区域のうち、概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

### 市街化調整区域

都市計画区域のうち、都市の無秩序な市街化を抑制する区域のこと。

### 市街地整備

土地区画整理事業や市街地再開発事業などを活用し、都市基盤整備や街区の再編を行うこと。

### 次世代交通システム

最先端の情報通信技術を駆使して、安全で運転しやすく、経済的で環境にもやさしい車社会の実現を目指すシステムのこと。

### 親水空間

水と親しめるエリアのこと。

### スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

## 夕行

### 地域地区

用途地域や高度地区など、都市計画法において土地利用の規制・誘導を定める制度のこと。

### 低未利用地

道路や水面などの公共空間以外の土地で、住居や業務その他としての利用がなく、建物跡地・さら地、暫定駐車場など有効に利用されていない土地のこと。

### DX(デジタルトランスフォーメーション)

デジタル技術により、生活を便利にしたり、既存のビジネスの構造を“ディスラプト(破壊)”するなど、新しい価値を生み出すイノベーションのこと。

### 堤防リフレッシュ事業

堤防の裏法面を活用した道路整備。河川管理用道路と一般道路を分離することで堤防強化にもなる。

### 都市型住宅

土地の高度利用を図る中高層住宅のこと。商業・業務機能の併設もある。

### 都市機能

商業・業務、行政サービス、文化、交通等、都市生活を営む上で必要な仕組みの総称。

### 都市基盤

道路、鉄道、上下水道、エネルギー供給施設などの生活・産業基盤や、学校、病院、公園などの公共施設のこと。

### 都市計画区域

都市計画法やその他の法令の規制を受けるべき土地の範囲のこと。自然的・社会的条件を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発し、及び保全する必要がある区域。

### 都市計画道路

都市計画において都市施設として定められる道路のこと。自動車専用道路、幹線道路、区画道路、特殊道路の4種類ある。

### 都市構造

都市を形成する上で、骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成のこと。

## 都市施設

道路、公園、上下水道、教育文化施設、医療福祉施設など、都市生活に必要な都市の骨組みを都市計画に定めることができる施設のこと。

## 土地区画整理事業

宅地の利用増進を図り、土地区画整理法に基づいて土地の区画形質の変更や公共施設の新設・変更を行う事業のこと。

## 八行

### パークアンドライド

鉄道駅など周辺に駐車場を整備し、自動車を駐車(パーク)させ、鉄道など公共交通機関への乗換え(ライド)を促す仕組みのこと。

### ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。

### バリアフリー

すべての人にとって、社会生活をする上で障壁をなくすこと。

### プロモーション

商品や人材を売り込むために行う広報活動の総称。

## マ行

### マリナー

ヨット、モーターボートなどのプレジャーボート類を係留・保管する機能を持つ港湾施設。

### 名浜道路

常滑市から蒲郡市までの概略延長約40kmの一般広域道路。

## ヤ行

### ユニバーサルデザイン

「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

## 用途地域

市街地の大枠としての土地利用を定めるため、都市計画法に基づいて建築物の用途や規模について制限を行う制度のこと。現在は、商業地域、第一種住居地域、第一種低層住居専用地域など 13 種類ある。

## 4R

ごみの減量や資源の有効利用などを進めていく考え方。

## ラ行

### ライフライン

電気やガス、水道、電話、インターネット、鉄道、バスなど、生活や生命の維持に必要なもの。

### リノベーション

修復・刷新。既存の物に改修を加え、価値を高めること。